

## 日田市マイナンバーカード出張申請実施要領

日田市職員が市内の企業や地域団体を訪問し、「出張申請方式」によりマイナンバーカードの申請を受け付け、後日、マイナンバーカードを書留郵便等で自宅へ送付することにより、申請者が市役所へ出向くことなく受け取るための、申請・交付にかかる必要な事項を定めるもの。

### 1. 対象団体

- (1) 日田市内に事業所・事務所を置く企業等
- (2) 日田市内の団体（自治会、サークル等）

### 2. 実施日

平日 午前10時から午後4時まで

※申請書の事前記入、本人確認書類の事前準備を行うことで、顔写真撮影を含め一人当たり約30分程度の申請受付時間を想定。

### 3. 実施条件

- (1) 対象団体から「様式第1」により申し込みがあること
- (2) 対象団体が以下の点を承諾すること
  - ①申請者が概ね5名以上見込まれること
  - ②申込団体が申請会場および机・椅子等の準備ができること
  - ③申請者の住所・氏名・生年月日を記入した「様式第3」を事前提出できること
  - ④申請者に下記の点について周知できること
    - ・申請日時、申請会場
    - ・申請時に持参する書類
    - ・マイナンバーカードの出張申請が可能な方の条件（下記4参照）

### 4. 出張申請での受付が可能な方

- (1) 日田市内に住所（住民登録）があること
- (2) 申請日から2か月以内に日田市外へ転出予定がないこと
- (3) すでにマイナンバーカードの交付申請を行っていないこと
- (4) 申請者本人（15歳未満の方及び成年被後見人の方は法定代理人とともに）が会場に来ることができること（代理人による申請はできない）
- (5) 6に定める本人確認書類等の交付申請に必要な書類を持参・提出できること

## 5. 申し込みから交付までの流れ

- (1) 日田市 マイナンバーお問い合わせダイヤル（☎22-8303）にお問い合わせいただき、出張申請の日程調整を行う。（仮予約）
- (2) 実施希望日の20日前までに「マイナンバーカード出張申請申込書（様式第1）」に必要事項を記入し、電子メール、FAXまたは郵送にて提出。（本予約）
- (3) 申込団体で必要書類（様式第2、説明資料等）をホームページからダウンロードし、申請者に周知を行う。
- (4) 実施日の10日前までに「マイナンバーカード出張申請者名簿（様式第3）」を電子メール、FAXまたは郵送にて提出する。
- (5) 申請者は当日までに必要書類を準備する。
- (6) 実施日に、申込団体が指定する会場で申請の受付を行う。
- (7) 後日、マイナンバーカードを住所地に書留郵便等で郵送する。（1か月から2か月程度を要する）

## 6. その他

受付時に持参するもの

- ・通知カード（お持ちの方のみ）
- ・本人確認書類 A書類2点 または A書類1点+B書類1点  
A書類がない場合は、B書類2点に加えて通知カードが必要

A書類	<b>(顔写真付きのもの)</b>
	運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障がい者手帳 療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 など
B書類	<b>(住所、生年月日または氏名、住所が記載されているもの)</b>
	各種健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険証、各種年金手帳、各種医療受給者証、本人名義の預金通帳、学生証、公的機関から送付された郵便物 など

※通知カード、住民基本台帳カードをお持ちの方については、申請受付時に回収する。